



天満労働基準監督署発表
平成 27 年 3 月 30 日

労働基準法違反の疑いで書類送検

(賃金台帳に労働時間を記入していなかった疑い)

平成 27 年 3 月 30 日、天満労働基準監督署(署長 吉田文生)は、エステート 24 ホールディングス株式会社及び同社の総務・経理部門責任者を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) エステート 24 ホールディングス株式会社
本社所在地 大阪市北区茶屋町
事業内容 太陽光発電システムの販売等
- (2) 同社 総務・経理部門責任者 A

2 違反条文等

労働基準法違反

- 同法第 108 条
労働基準法施行規則第 54 条第 1 項
同法第 120 条第 1 号(罰則)
同法第 121 条第 1 項(両罰)

3 事実の概要

被疑会社と業務委託契約を締結していた被疑者 A が、労働者の平成 25 年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの労働時間数を賃金台帳に記入しなかったものである。

4 参考事項

- (1) 賃金台帳には、「氏名」、「性別」、「賃金計算期間」、「労働日数」、「労働時間数」等、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額を記入しなければならない。
- (2) 適用法条文は別紙のとおり。

適用法条文等一覧

労働基準法第108条（賃金台帳）

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

労働基準法施行規則第54条

第1項 使用者は、法第108条の規定によって、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金台帳に記入しなければならない。

一 省略

二 省略

三 省略

四 労働日数

五 労働時間数

六 ……午後10時から午前5時（厚生労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後11時から午前6時）までの間に労働させた場合には、……深夜労働時間数

七～八号 省略

第2項～第5項 省略

労働基準法第120条

第1項 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条、第15条第1項若しくは第3項、第18条第7項、第22条第1項から第3項まで、第23条から第27条まで、第32条の2第2項（第32条の4第4項及び第32条の5第3項において準用する場合を含む。）第32条の5第2項、第33条第1項ただし書、第38条の2第3項（第38条の3第2項において準用する場合を含む。）第57条から第59条まで、第64条、第68条、第89条、第90条第1項、第91条、第95条第1項若しくは第2項、第96条の2第1項第105条（第100条第3項において準用する場合を含む。）又は第106条から第109条までの規定に違反した者。

二～五号 省略

労働基準法第121条

第1項 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、

事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者，事業主が営業に関し成年と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは，その代表者）を事業主とする。（次項において同じ））が違反の防止に必要な措置をした場合においては，この限りでない。

第2項 事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかった場合，違反行為を知り，その是正に必要な措置を講じなかった場合又は違反を教唆した場合においては，事業主も行為者として罰する。